

## F-35A ステルス戦闘機による部品落下に対する意見書

去る12月18日、嘉手納基地に暫定配備されているF-35A ステルス戦闘機が縦約46cm、幅約30cm、重さ約907gのパネルを紛失したまま嘉手納基地に帰還する事案が発生した。

その後、米側から沖縄防衛局を通して情報が寄せられたのは、事案発生翌日であり、パネルの正確な落下場所については不明であるが、機体から海上に落下した事を認め、損傷や負傷者についての情報は今のところ確認されていない。

今回、部品落下事故をおこした同型機は沖縄市上空を飛行しており、一步間違えば、市民を巻き込んだ大惨事に繋がるものであり、さらに、第18航空団は現在パネルの状況を調査しているとあるが、部品落下の原因が究明されぬまま、飛行訓練が行われている事に対し、周辺住民の不安は増すばかりである。

本市議会では、これまでも事故が起きるたびに幾度となく抗議し、再発防止、安全管理の強化等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような事故が起きており、米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策には問題があると言わざるを得ず、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は嘉手納基地に暫定配備されているF-35A ステルス戦闘機による部品落下に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

### 記

1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を早急に公表すること。
2. 徹底した点検整備等の安全管理を見直し、再発防止策を図ること。
3. 通報体制を厳格に遵守し、事故に関する正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日  
沖 縄 市 議 会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方担当)